

ゼクシオオーナーズクラブ会員規約

第1条（適用）

本規約（以下「会員規約」といいます）は、株式会社ダンロップスポーツマーケティング（以下「当社」といいます）が運営するゼクシオ オーナーズクラブに関するサービス（以下「本サービス」といいます）に関し、本サービスへの入会者（以下「会員」といいます）と当社との間に適用される条件を定めるものです。会員規約は、会員が本サービスをご利用になる場合の一切の事項に適用されます。

第2条（会員規約の改定）

1. 当社は、関連法令又は行政指導の改正等、経済情勢の変動、新サービスの展開、類似サービスにかかる規約との統合、その他本サービスの利用に関する事情に鑑み、本サービスの安定的かつ継続的な提供という本規約に基づく契約の目的を達成することが困難と当社が判断した場合は、民法第548条の4の規定に基づき、会員規約を変更または一部廃止することができるものとします。
2. 会員規約の改定は、特に適用開始時期を定めない限り、当社が改定後の会員規約を当社ウェブサイト（<https://xxio-owners.dunlop.co.jp> 以下「本サイト」といいます）において周知し、当社が定めた効力発生日から効力を生じるものとします。

第3条（入会手続）

1. 本サービスへの入会にあたっては、当社が本サイトにおいて指定するゴルフクラブ（以下「指定クラブ」といいます）をご購入の上、本サイト上の入会申込ページにおいて以下の各号に掲げる行為を行う必要があります。
 - （1）氏名、住所、電話番号、メールアドレス、購入したゴルフクラブ名称やシリアル番号等の入力
 - （2）会員が購入したゴルフクラブに付属している保証書の写真の投稿
2. 本サービスを利用するにあたってはメールアドレスが必要となります。事前に会員自身のメールアドレスをご準備の上、本サービスへの申し込みを行ってください。なお、フィーチャーフォンの携帯電話アドレスを使用されている場合には、当社から送付するメールが届かない、あるいはメールの画像がうまく表示されない等により本サービスを受けることができない可能性がありますのでご注意ください。
3. 同じメールアドレスで2人以上の方を会員として登録することはできません。本サービスを利用いただくにあたっては、必ず1人につき1つのメールアドレスをご準備ください。

第4条（入会資格）

1. 本サービスに入会するにあたっては、次の各号の条件全てを満たす必要があります。

- (1) 自然人であること
 - (2) 指定クラブを購入していること。ただし、中古品で購入された場合や友人・知人から譲渡された場合は除きます。
 - (3) 指定クラブの保証書を保有していること。
 - (4) 日本国内に居住していること
2. 前項の規定によって入会資格のある方であっても、以下の各号に該当する場合、当社は入会を拒否することがあります。
- (1) 会員が入力した情報につき、虚偽、誤記または記入漏れなど事実と反する事項が含まれていた場合
 - (2) 指定クラブの保証書の写真が投稿されていない場合
 - (3) 指定クラブの保証書に購入店舗の記載が存在しない場合
 - (4) 指定クラブの保証書を不正な手段を用いて入手した場合
 - (5) 当社や当社グループまたは本サービスの名誉を毀損し、または秩序を乱す恐れがある場合
 - (6) 過去に当社が提供するサービスにおいて除名、会員資格の停止、またはそれに類する処分を受けていた事実が判明した場合
 - (7) 破産手続開始・民事再生手続開始等の申し立て、その他これに類する手続きがなされた場合
 - (8) 金融取引停止処分などを受けた場合
 - (9) 差押・仮差押・仮処分等の執行を受けた場合
 - (10) 本人が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）であった場合
 - (11) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしており、また、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していた場合
 - (12) その他前各号に準ずる場合
3. 当社は、本サービスへの入会を承認された会員に対し、承認をした旨を通知するものとします。

第5条（会員資格の譲渡禁止等）

会員は、会員資格あるいは会員として当社に対して有する権利その他会員としての権利を第三者に譲渡し、貸与し、あるいは担保の目的とすることはできません。

第6条（変更の届け出）

会員は、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、その他当社に届け出た内容に変更が生じた場合には、すみやかに本サイトにおいて、変更内容を当社に届け出るものとします。

会員自身が変更の届け出を怠ったことにより会員が被った不利益については、当社は一切責任を負いません。

第7条（退会）

会員が本サービスの退会を希望する場合には、当社の所定の退会手続を行うものとし、退会手続後当社が承認したときをもって、会員は本サービスを退会したものとします。また、会員が死亡した場合には、当該会員は本サービスの会員資格を失うものとします。

第8条（除名）

会員が次の各号のいずれかひとつにでも該当した場合には、当社は何らの通知、催告をすることなく、ただちに当該会員を本サービスから除名できるものとし、除名により当該会員は会員資格を喪失するものとします。

- （1）第20条に定める禁止行為を行ったとき
- （2）会員規約に違反したとき
- （3）当社への届け出内容に虚偽があったとき
- （4）会員と2ヵ月以上連絡が取れなくなったとき
- （5）入会資格を満たしていないことが判明したとき
- （6）その他、会員として不適当と当社が判断したとき

第9条（会員資格の区分）

1. ゴールドオーナーズの会員資格は、指定クラブの中からドライバーおよびアイアンセットの双方を購入した者に対して付与されます。
2. シルバーオーナーズの会員資格は、指定クラブの中からドライバーまたはアイアンセットのいずれかを購入した者に対して付与されます。
3. 指定クラブの中からドライバーを購入してシルバーオーナーズとして登録された会員が後日に指定クラブの中からアイアンセットを購入した場合、アイアンセットを購入した時点でゴールドオーナーズとして登録する旨を当社に申請することができます。
4. 指定クラブの中からアイアンセットを購入してシルバーオーナーズとして登録された会員が後日に指定クラブの中からドライバーを購入した場合、ドライバーを購入した時点でゴールドオーナーズとして登録する旨を当社に申請することができます。

第10条（会員資格の有効期間）

1. ゴールドオーナーズ会員は、当社からの登録完了日から4年間ゴールドオーナーズとして本サービスを利用することができます。また、ゴールドオーナーズとしての有効期間満了後はシルバーオーナーズとして本サービスを利用することができます。
2. シルバーオーナーズ会員は、期間の定めなくシルバーオーナーズの会員サービスを受けることができます。

3. 有効期間が経過した後は、ゴールドオーナーズとしての特典を利用することができません。ただし、当社が指定クラブの保証期間延長サービスを実施していた場合は、当該保証期間が満了するまで保証サービスを受けられるものとします。

第 11 条（資格の更新）

1. ゴールドオーナーズの資格を取得後、再度、指定クラブの中からドライバーまたはアイアンを購入した場合は、本サイトの更新ページにおいてゴールドオーナーズの資格更新を申請することができます。なお、更新後のゴールドオーナーズの有効期間は前条第 1 項に準じるものとします。
2. ゴールドオーナーズ会員期間に資格更新をしなかった場合は、シルバーオーナーズへ自動更新されます。シルバーオーナーズ会員が再度ゴールドオーナーズに更新する為には、指定クラブの中からドライバーとアイアンセットの双方のご購入が必要となります。

第 12 条（オーナーズの特典内容）

ゴールドオーナーズおよびシルバーオーナーズに対する特典内容は、本サイトの特典詳細ページに掲載するサービス内容とします。なお、本サイト上に掲載する特典詳細は、会員の下承を得ることなく、任意の時期に当社が変更できるものとします。

第 13 条（オーナーID、会員 ID 及びパスワードの管理）

1. 会員は、当社が本サービス利用のために付与したオーナーID、会員 ID 及びパスワードの使用と管理について責任を負うものとします。
2. オーナーID、会員 ID 及びパスワードは個々の会員に対してのみ当社が付与する番号であり、これらを譲渡、貸与するなど第三者の利用に供する行為は一切行ってはならないものとします。
3. オーナーID、会員 ID 及びパスワードが第三者に利用されたことにより会員に損害が発生したとしても当社は責任を負いません。ただし、当社による故意または重大な過失により当該損害が発生した場合は、この限りではありません。
4. 会員は、自己のオーナーID、会員 ID 及びパスワードが第三者に利用されている場合またはその恐れがある場合は、直ちに当社に連絡してください。また、オーナーID、会員 ID 及びパスワードを失念した場合も同様に当社に連絡してください。

第 14 条（会員の自己負担）

会員は、本サービスを利用するに際して必要となるパソコン等の機器・ソフトウェア・その他設備、インターネット接続サービスその他の回線利用サービス、その他本サービスの利用に必要な一切の準備については、自己の費用と責任においての調達、手配および維持をするものとします。

第 15 条（本サービスの変更等）

本サービスは、会員の下承を得ることなく、適宜内容が追加され、または内容や名称等が変更され、あるいは中止、終了する場合があります。

第16条（知的財産権）

本サービスにかかわる一切のコンテンツの著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権は、すべて当社に帰属します。

第17条（会員の情報の取扱い）

1. 本サービスにて実施されるイベントの取材などを通じて当社が取得した会員の写真などの会員の肖像の使用権については当社に帰属するものとします。

取材した内容（上述の会員の肖像のほか、お名前、ご住所（都道府県まで）の個人情報、イベントの感想など）については、G-ATTEND、ゴルフングワールドなどの当社および住友ゴム工業株式会社のウェブサイトに掲載し、または当社の広告、販売促進ツール、プレスリリースなどに使用することがあります。

2. 前項のほか、当社および住友ゴム工業株式会社の製品、当社ブランドならびに住友ゴム工業株式会社の関係会社（以下「関係会社」といいます）の企画の広告宣伝のため、前項の会員の肖像および取材した内容を関係会社間で共同使用することがあります。

関係会社の一覧は、当社ホームページ上の下記ページをご参照ください。

関係会社一覧：<https://sports.dunlop.co.jp/company/group/>

3. 会員の肖像の使用権および個人情報については、当社が責任をもって管理するものとします。

第18条（会員規約の遵守等）

会員は、会員規約を遵守して本サービスを利用するものとします。本サービスの利用に当たって、当社が定めた手続きがある場合には、会員は当該手続きを経て、本サービスを利用するものとします。

第19条（会員の責任）

1. 会員は、本サービスを自己の責任において利用するものとし、本サービスに関連する行為、発言、発信について一切の責任を負うものとします。
2. 会員は、他の会員、その他の第三者から要求、クレーム等を受け、または他の会員、その他の第三者に対して要求、クレーム等がある場合には、自己の責任と負担において、これらの要求、クレーム等およびこれらに起因する紛争を処理解決するものとし、当社に一切迷惑または損害を与えないものとします。
3. 会員は、本サービスの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当該損害を賠償するものとします。

第20条（禁止行為）

会員は、本サービスの利用に関連して、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。

（1）他者の著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権を侵害する行為、もしくは侵害を可能ならしめる行為

- (2) 他者の財産権、プライバシーもしくは肖像権等の人格権を侵害する行為、もしくは侵害を可能ならしめる行為
- (3) 犯罪的行為、または犯罪に結びつき、あるいは結びつく恐れのある行為
- (4) 虚偽情報の流布行為
- (5) 無限連鎖講の開設または勧誘行為
- (6) 営利を目的とした一切の行為、およびその準備行為、予備行為
- (7) 名義を偽って本サービスを利用する行為
- (8) 選挙運動またはこれに類する行為
- (9) 猥褻、児童ポルノ、児童虐待に相当する画像、文書等の送信行為
- (10) ウィルス等の有害なプログラムの送信行為、あるいは受信可能な状態におく行為
- (11) 本サービスの運用を妨げ、または妨げる恐れのある行為
- (12) 当社及び当社グループ会社の信用、財産を毀損し、または毀損する恐れのある行為
- (13) その他法令に違反する行為、または公序良俗に反する行為
- (14) その他当社が不適當と判断する行為

第 21 条（著作権等の尊重）

会員は、本サービスを通じて入手されるコンテンツが、当社の著作権、商標権、特許権、その他の知的財産権に係わるものであることを認識し、これらのコンテンツを、権利者の許諾なくして、著作権法、商標法、特許法、その他の知的財産関連法規の定める範囲を超えて、自らまたは第三者をして、複製、翻案、頒布、出版、使用、実施、その他の利用を行わないものとします。

第 22 条（電子メールの受・発信）

1. 会員として当社と電子メールの受・発信を行う場合、登録情報と同一のメールアドレスを使用するものとします。
2. 登録と異なるメールアドレスにて受・発信を行った場合、当該会員に不利益、損害が発生しても、当社はその責任を負わないものとします。

第 23 条（本サービスの一時停止）

1. 以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、会員の承諾なしに当該会員による本サービスの利用を一時的に停止できるものとします。
 - (1) 電話、FAX、電子メールによる連絡がとれない場合
 - (2) 会員に送付した郵便物が返送されてきた場合
 - (3) 前各号の他、緊急性が高いと当社が判断した場合
2. 前項の措置がとられたことにより、会員が本サービスを利用できずに会員に損害が発生した場合でも、当社は責任を負わないものとします。

第 24 条（本サービスの中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、会員に事前に通知することなく、一時的に本サービスの全部または一部を中断することがあります。
 - (1) 天災

地変、その他外因的事由により、その災害が会員に及ぶと判断した場合

(2) 本サイトの運用のための設備の保守の必要がある場合

(3) 停電、火災等、社会インフラの障害により本サービスが提供できない場合

(4) 天災、戦争、暴動等の不可抗力で本サービスの提供ができない場合

(5) 法令に基づく措置により本サービスが提供できない場合

(6) 前各号の他、施設の安全上、運営上、技術上、その他の事由によりやむを得ない場合

2. 本サービスの全部または一部の中断を告知する場合は、災害等やむを得ない場合を除き、本サイト上に掲示または電子メールで通知する方法によるものとします。

3. 第1項各号に基づき本サービスの中断がなされた場合、当社は、これに起因して生じた会員の損害につき責任を負わないものとします。

第25条（本サービスの中止）

1. 当社は、次の場合、本サイト上に事前に告知または電子メールで会員に事前に通知することにより、本サービスの全部または一部の提供を中止できるものとします。

(1) 法令の制定改廃または行政指導により本サービスを提供できないとき

(2) 災害その他の事由により本サービスの継続が困難なとき

(3) 著しい社会情勢の変化その他やむを得ない事由が発生したとき

2. 当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、本サービスの中止に起因して生じた会員の損害につき責任を負わないものとします。

第26条（登録情報）

会員が本サービスに登録した情報については、すべて当社が所有するものとします。会員が本サービスに登録した情報については、当社が定める期間の経過、情報量の超過、設備の保守管理上の必要性、本サービスの運営上の必要性、会員規約違反の疑い、その他当社の判断により、当社は、会員に事前の通知をすることなく削除することができるものとします。ただし、このことは、当社が削除義務を負うことを意味するものではありません。

第27条（免責）

1. 会員間に生じたトラブルについては当事者である会員間にて解決するものとし、当社は当社に故意または重過失がある場合を除き、一切責任を負わないものとします。

2. 当社は、本サービスにより提供される情報について、その完全性、正確性、特定目的への適合性、有用性等を保証するものではありません。

3. 当社は、当社に故意または重過失がある場合を除き、会員が本サービスの利用に関連して被った損害、に関し、いかなる責任も負わないものとします。

第28条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービスを通じて取得した会員の氏名、住所、電話番号、メールアドレス

ス等の個人情報の重要性を認識し、当社の「プライバシーポリシー」に基づき、法令を遵守して適切に取り扱うものとします。当社のプライバシーポリシーは、当社ホームページ上の下記ページをご参照ください。

当社プライバシーポリシー：<http://www.srigroup.co.jp/privacy.html>

2. 当社が会員の個人情報を利用する目的は以下のとおりです。①本サービスの提供
②当社および関係会社の製品・サービスのご案内
③当社および関係会社が主催する各種イベントのご案内
④当社および関係会社の製品・サービスに関するアンケート・モニター調査の協力依頼
⑤会員からのお問い合わせ、資料請求、その他のご依頼等への対応
3. 第1項の規定にかかわらず、当社は、提携先のゴルフ関係施設・店舗において、会員に対する各種優待サービスを提供するために、提携先に対し、会員の氏名、住所、生年月日、電話番号、オーナーズID、XXIO オーナーズクラブの入会登録への有無に関する情報を提供することがあります。

第29条（管轄裁判所）

会員と当社との間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第30条（準拠法）

会員規約に関する準拠法は日本法とします。

第31条（残存条項）

本サービス適用期間終了後も第19条、第27条、第29条、第30条及び本条の規定は、なお有効に存続するものとします。

以上

株式会社ダンロップスポーツマーケティング

2019年12月7日 制定

2020年1月20日 改定

2020年2月20日 改定

2020年3月31日 改定